

兵庫地方最低賃金審議会

第3回兵庫県はん用機械器具等製造業最低賃金専門部会

日時：令和7年9月30日（火）10：00～

場所：兵庫労働局16階 第3共用会議室

部 会 次 第

1 開 会

2 議 題

（1）兵庫県はん用機械器具等製造業最低賃金に係る改正決定の審議について

（2）その他

3 閉 会

(案)

令和7年9月30日

兵庫地方最低賃金審議会
会長 山口隆英 殿

兵庫地方最低賃金審議会
兵庫県はん用機械器具製造業、生産
用機械器具製造業、業務用機械器具
製造業最低賃金専門部会
部会長 三上喜美男

兵庫県はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、
業務用機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和7年7月18日兵庫地方最低賃金審議会において付託された
兵庫県はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業最低
賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達した
ので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員
上 林 憲 雄
千 田 直 毅
三 上 喜 美 男

労働者代表委員
小 菅 梨 絵
坂 元 隆 一
須 藤 良 仁

使用者代表委員
下 岡 隆
中 崎 芳 喜
松 下 田 佳 子

兵庫県はん用機械器具製造業、生産用機械器具
製造業、業務用機械器具製造業最低賃金

- 1 適用する地域
兵庫県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者
 - (1) はん用機械器具製造業
 - (2) 生産用機械器具製造業
 - (3) 業務用機械器具製造業(計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、武器製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。)
 - (4) 純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から(3)までに掲げる産業に分類されるものに限る。)
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (1) 18歳未満又は65歳以上の者
 - (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
 - (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃、片付け又は賄いの業務
 - ロ 手作業により又は手工具を用いて行う包装、袋詰め、箱詰め、レッテル貼り、値札付け、検数又は選別の業務
 - ハ 塗装におけるマスキングの業務
 - ニ 軽易な運搬又は工具若しくは部品の整理の業務
 - ホ 材料の送給、洗浄、取揃え、刻印打ち又は結束の業務(これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。)
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 1,150 円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
令和7年12月1日

(案)

令和7年9月30日

兵庫労働局長
金 成 真 一 殿

兵庫地方最低賃金審議会
会長 山 口 隆 英

兵庫県はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務
用機械器具製造業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和7年7月18日付け兵労発基 0718 第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので答申する。

兵庫県はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する地域
兵庫県区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者
 - (1) はん用機械器具製造業
 - (2) 生産用機械器具製造業
 - (3) 業務用機械器具製造業(計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、武器製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。)
 - (4) 純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から(3)までに掲げる産業に分類されるものに限る。)
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (1) 18歳未満又は65歳以上の者
 - (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
 - (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃、片付け又は賄いの業務
 - ロ 手作業により又は手工具を用いて行う包装、袋詰め、箱詰め、レッテル貼り、値札付け、検数又は選別の業務
 - ハ 塗装におけるマスキングの業務
 - ニ 軽易な運搬又は工具若しくは部品の整理の業務
 - ホ 材料の送給、洗浄、取揃え、刻印打ち又は結束の業務(これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。)
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 1,150円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
令和7年12月1日



令和 7 年 9 月 30 日

兵庫労働局長
金 成 真 一 殿

兵庫地方最低賃金審議会
会長 山 口 隆 英

兵庫県はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務
用機械器具製造業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和 7 年 7 月 18 日付け兵労発基 0718 第 1 号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので答申する。

兵庫県はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する地域
兵庫県区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者
 - (1) はん用機械器具製造業
 - (2) 生産用機械器具製造業
 - (3) 業務用機械器具製造業(計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、武器製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。)
 - (4) 純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から(3)までに掲げる産業に分類されるものに限る。)
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (1) 18歳未満又は65歳以上の者
 - (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
 - (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃、片付け又は賄いの業務
 - ロ 手作業により又は手工具を用いて行う包装、袋詰め、箱詰め、レッテル貼り、値札付け、検数又は選別の業務
 - ハ 塗装におけるマスキングの業務
 - ニ 軽易な運搬又は工具若しくは部品の整理の業務
 - ホ 材料の送給、洗浄、取揃え、刻印打ち又は結束の業務(これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。)
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 1,150円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
令和7年12月1日